

令和4年東郷町教育委員会3月定例会	
日時	令和4年3月25日(金) 午後1時30分 開会 午後2時02分 閉会
場所	いこまい館 多目的室B
出席委員	教育長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委員 石田 守良 委員 加藤 逸男
欠席委員	委員 奥谷 美香
説明のため に出席した 職員の氏名	教育部長 樋口 美紀 参事 長谷川 光巨 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 坂野 丈就 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 成田 敏弘
会議録署名委員	中根教育長 石田委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 3月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第13号 学校医の委嘱について(学校教育課) 議案第14号 学校薬剤師の委嘱について(学校教育課) 議案第15号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第16号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第17号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第18号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第19号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第20号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 議案第21号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 議案第22号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 議案第23号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 議案第24号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 議案第25号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 議案第26号 後援名義の使用許可について(学校教育課) 専承第1号 令和3年度一般会計補正予算(第10号)について (学校教育課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 3 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、3 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>3 月 9 日の校長会では、寒い中での登下校の見守り、また、新型コロナウイルス感染防止対策の取組のお礼を伝えました。</p> <p>また、小学校では、卒業式を迎えるため、職員に体調管理に気を付けるよう伝えました。</p> <p>1 の不祥事関係では、岡山県では男性校長が盗撮、茨城県では女性教諭が無免許運転といった事件がありましたので、同様の不祥事が起きないように指導のお願いをしました。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故・事件記事からは、三重県名張市の中学校の廊下で、2 年生の男子生徒が同学年の生徒に包丁で切り付けられ軽傷を負い、傷害の疑いで男子生徒が逮捕されるという事件が発生しました。経緯や動機はわかりませんが、日頃から児童生徒の様子をよく見ておくようお願いしました。</p> <p>3 の文部科学省・県の動きからは、愛知県のまん延防止等重点措置が 3 月 21 日まで再延長されましたので、引き続き三密を避けて感染対策をお願いしました。部活動では、運動していないときは原則マスクを着用することをお願いしました。</p> <p>4 の防災関係では、2 月 23 日と 2 月 27 日に町内で火災が発生し、教科書や制服が焼失してしまいました。卒業生の保護者の協力を得て、学校で制服や体操服等をストックしておくようお願いしました。</p> <p>5 の依頼事項では、コンピューターウイルスについて、不審メールは開かないように指示しました。</p> <p>6 のその他では、小学校は卒業式の練習と当日を迎えますので、十分な感染防止対策を講じるようお願いしました。</p>
教育長	<p>次に、3 月 8 日に開催されました愛日地方教育事務協議会についての報告です。</p> <p>資料のとおり、来年度の学校訪問は、今年度同様、午前中で実施します。</p> <p>尾張教育事務所からの連絡事項では、令和 4 年度の新任校長は 200 人、</p>

	<p>新任教頭は 259 人 就任すると報告がありました。</p> <p>令和 4 年度の幹事市は尾張旭市となります。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 3 月校長会について</p> <p>中学校は 3 月 3 日（木）に、小学校は 3 月 18 日（金）に、卒業式を行いました。各校合唱時は隊形を工夫し、体育館の扉や窓を全開にして実施するなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちの活躍の場面を担保しながら進めることができました。特に大きな問題もなく、すべての学校が心温まる卒業式となりました。</p> <p>諸輪中学校では、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、宿泊を伴う野外活動ができない状況が続いていました。そのかわりとして、1 年生が 3 月 15 日（火）に、2 年生が 3 月 17 日（木）に日帰りの形でレジャー施設に出掛けました。感染症対策のため野外炊飯を行うことはできませんでしたが、生徒たちは笑顔いっぱい活動ができたとのことでした。</p> <p>公立高校全日制課程の合格発表が 3 月 18 日（金）にありました。コロナ対策で密を避けるため、Web 上での合否確認も行うことができました。進路指導主事を中心にコロナ禍における進路指導を徹底して進めた結果、出願から受検の当日、そして合格発表と、特に大きな混乱もなく終えることができました。</p> <p>2 月の在校時間調査の結果、100 時間超は 0 名。80 時間超は 1 名でした。これは昨年度同時期比で 10 名の減となっています。今後も業務の見直し、行事の精選、人員の加配等、教員の働き方改革の推進に努めていきたいと思っております。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>「報告事項 (2) 後援名義の使用許可について」説明します。資料は、1 ページになります。</p> <p>令和 4 年 2 月 17 日から令和 4 年 3 月 18 日までに後援名義の申請は資料のとおり 1 件です。</p> <p>過去に許可したものと同様の内容でした。</p> <p>参考ですが、本日後援名義の使用許可について 2 件提出していますが、これを含めて、今年度の後援使用の許可は、25 件、昨年度が 16 件ですので、9 件の増となっています。</p>

学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>令和4年2月17日から令和4年3月18日までに、新たに認定した件数は3件、認定取り消しが1件でした。現在の認定者は202件、うち要保護2件、準要保護200件となっております。</p> <p>新規認定の要因としては、母子家庭でした。</p> <p>また、認定取消の1件は、取り消し申出によるものでした。</p> <p>前月の報告では、要保護2件、準要保護198件でした。昨年度同時期と比較して、12件の減となっております。</p> <p>年間での比較ですが、今年度の月ごとの認定件数の合計は、1,984件で、昨年度は2,157件でしたので、173件の減少となっております。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>就学援助が減った要因は何ですか。</p>
学校教育課長	<p>制度の周知は行いましたが、申請制のため、要因はわかりません。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第13号 学校医の委嘱及び議案第14号 学校薬剤師の委嘱については、一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第13号及び議案第14号は関連しますので、一括して説明させていただきます。資料3ページをお願いします。</p> <p>議案第13号 学校医の委嘱について</p> <p>学校歯科医を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>1 委嘱する者及び前任者は、学校名は東郷小学校、委嘱する者は、東郷町北山台にあります、本多医院の本田豊大です。前任者の山田保夫から変更するものです。</p> <p>2 委嘱日は、令和4年4月1日からです。</p> <p>この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき、小中学校に学校医を置くため必要があるからである。</p> <p>経歴書は、資料4ページのとおりです。今回の異動については、東郷町医師会から推薦をいただいております。</p> <p>次に、資料5ページをお願いします。</p> <p>議案第14号 学校薬剤師の委嘱について</p> <p>学校薬剤師を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>1 委嘱する者及び前任者ですが、上のマス、学校名は東郷小学校及び東郷中学校で、委嘱する者は、東郷町大字春木に「りんご薬局 東郷店」の梅村 徹です。前任者は、りんご薬局 東郷店 森 晴美になります。</p> <p>下のマス、学校名は高嶺小学校で、委嘱する者は、東郷町大字春木に「貴船薬局 東郷店」の南 翔真です。前任者は、貴船薬局 東郷店 加藤 貴子になります。</p> <p>2 委嘱日は、令和4年4月1日からです。</p>

	<p>この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき、小中学校に学校薬剤師を置くため必要があるからであります。経歴書は、資料6から7ページのとおりです。</p> <p>なお、今回の異動については、東郷町薬剤師会からの推薦をいただいております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第13号及び議案第14号について、一括して審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。採決は議案ごとに行います。議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第13号については原案のとおり可決します。次に、議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第14号については原案のとおり可決します。次に、議案第15号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>議案第15号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について 8ページをご覧ください。</p> <p>東郷町スポーツ推進委員の委嘱について、下記のとおり委嘱するものです。</p> <p>スポーツ推進委員の任期は3年で今年度での任期満了に伴い、新たに委嘱するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱する者 別紙のとおり 2 発令日付 令和4年4月1日 3 委嘱期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日 <p>説明として、この案を提出するのは、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する必要があるからです。</p> <p>この度の委嘱は、スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するもので23名の委員のうち9名が新しい方になります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第15号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第15号については原案のとおり可決します。次に、議案第16号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について、事務局の

	説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>議案第 16 号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について、下記のとおり委嘱するものです。</p> <p>1 委嘱する者 水落 徳一 2 発令日付 令和 4 年 4 月 1 日 3 委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までで前任者の残任期間となります。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、東郷町体力づくり推進委員設置規則第 3 条の規定に基づき、教育委員会が委嘱する必要があるからです。</p> <p>水落さんは、今月の 31 日までスポーツ推進委員としてご活躍をいただいでいて、任期満了により、4 月から体力づくり推進委員を務めていただくこととなります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 16 号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 16 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 16 号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第 17 号から議案第 19 号までの教育委員会感謝については、一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第 17 号から議案第 19 号までは関連しますので、一括して説明します。今年度末で退職される教員の方で、教育委員会より感謝の意を表するものです。12 ページ</p> <p>議案第 17 号は、春木台小学校教頭の荒川治士先生を、 議案第 18 号は、春木台小学校教諭の竹本幸先生を、 議案第 19 号は、高嶺小学校教諭の早川早苗先生 の以上 3 名について、東郷町教育委員会褒賞に関する内規第 5 条の規定に基づき、教育委員会が褒賞するため必要があるからである。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 17 号から議案第 19 号までについて、一括して審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。採決は議案ごとに行います。</p> <p>議案第 17 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員

教育長	<p>全員賛成ですので、議案第18号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第19号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第20号 教育委員会感謝について、事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>教育委員会感謝について</p> <p>下記の者に教育委員会より感謝の意を表すものとする。</p> <p>氏名 近藤 きよし</p> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会褒章に関する内規第4条の規定に基づき、教育委員会が感謝するため必要があるからです。</p> <p>近藤きよし様には文化財保護委員として平成7年から9期27年間勤めていただき、町史や絵本の編さんにご尽力いただきました。</p> <p>以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第20号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第20号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第20号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第21号から議案第25号までの教育委員会感謝については、一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>資料20ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号 教育委員会感謝について</p> <p>下記の者に教育委員会より感謝の意を表すものとする。</p> <p>氏名 河森 ゆり子</p> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会褒章に関する内規第4条の規定に基づき、教育委員会が感謝するため必要があるからです。</p> <p>感謝の対象となる5名の方は、現任のスポーツ推進委員の内、令和4年3月31日をもって退任される方で、かつ10年以上努められた方に対し感謝の意を表すものです。</p> <p>河森ゆり子様は32年間努めていただきました。</p> <p>また、同様に</p> <p>議案第22号の嶋内宏明様は18年間、</p> <p>議案第23号の水落徳一様は12年間、</p> <p>議案第24号の岡田茂様も12年間、</p> <p>議案第25号の近藤幸子様も12年間努めていただきました。</p> <p>以上です。</p>

教育長	説明が終わりましたので、議案第21号から議案第25号までについて、一括して審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。採決は議案ごとに行います。議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第21号については原案のとおり可決します。次に、議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第22号については原案のとおり可決します。次に、議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第23号については原案のとおり可決します。次に、議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第24号については原案のとおり可決します。次に、議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第25号については原案のとおり可決します。次に、議案第26号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>議案第26号 後援名義の使用許可について説明します。資料30ページをお願いします。</p> <p>議案第26号 後援名義の使用許可について</p> <p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主催者は、名古屋・尾張東部のうたごえフェスタ実行委員会で、 2 事業名は、2022愛知のうたごえ名古屋・尾張東部のうたごえフェスタ「みんなでつくる音楽会」で、 3 実施日は、令和4年9月18日（日）で、 4 会場は、東郷町民会館で開催されます。 <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからである。</p> <p>資料32ページをお願いします。</p> <p>今回の後援と同様の内容で、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会な</p>

	<p>どに申請を受けているとのこと。この後援が認められれば、町内の小学校の全児童向けにちらしを配布したいとのこと。</p> <p>説明は、以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第26号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第26号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第26号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、専承第1号 令和3年度一般会計補正予算（第10号）について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料49ページをお願いします。</p> <p>専承第1号 令和3年度一般会計補正予算（第10号）に対する意見について、説明します。</p> <p>令和3年度一般会計補正予算（第10号）に対し、下記のとおり意見を述べることに、東郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、これについて承認を求めます。</p> <p>1 予算案に対する意見</p> <p>令和3年度一般会計補正予算（第10号）に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> <p>2 予算案は、別紙のとおりです。</p> <p>この案を提出するのは、教育委員会の承認を求めると必要があるからである。</p> <p>次のページ、50ページをお願いします。学校教育課所管分の補正予算の内容について説明します。</p> <p>歳入については、寄付金450万円が学校教育課分です。これにつきましては、長年、東郷町の学校で勤められました方の御遺族からの寄付金です。</p> <p>歳出については、「学校運営に活用して欲しい」という寄附者のご意向を受け、学校が必要とする備品を購入するための費用です。</p> <p>この備品の購入については、予算を繰越して実施するための補正予算を令和4年3月23日議会最終日において計上し、同日、議決いただいております。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
生涯学習課長	<p>続きまして、生涯学習課所管分について説明します。</p> <p>資料50ページをご覧ください。歳入の2マス目 教育費寄附金の50万円は、先ほど学校教育課長から説明がありましたとおりで、こちらは「図書館図書購入に役立て欲しい」という寄附者のご意向を受け、図書館管理運営事業に充当するものです。</p>

	歳出は、その寄付金を活用して図書購入するための予算です。 生涯学習課からは以上です。
教育長	説明が終わりましたので、専承第1号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 専承第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、専承第1号については承認します。 3月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。